

コミュニティスペースc o t o h a n a運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、播磨科学公園都市における参画と協働による魅力あるまちづくりを進めるため、交流と創造の場として設置するコミュニティスペースc o t o h a n a（以下「コミュニティスペース」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付目的)

第2条 コミュニティスペースは、次の各号のいずれかに該当する事業等の用途に限り貸し付けることができる。

- (1) 地域住民の交流を促進する事業
- (2) レクリエーション事業
- (3) 講座、教室やカルチャースクール
- (4) 会議や集会
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事業

(休館日)

第3条 コミュニティスペースの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

- 2 兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める場合は、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 コミュニティスペースの開館時間は、9時から20時までとする。

- 2 所長が必要と認める場合は、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(貸付決定)

第5条 コミュニティスペースを借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所長の貸付決定を受けなければならない。

(貸付申請)

第6条 申請者は、コミュニティスペースc o t o h a n a貸付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、所長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、コミュニティスペースを借り受けようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸し付けようとする日の12月前に当たる日から6月前に当たる日の前日までの間においても、申請者に第1項の申請書を提出させることができる。
 - (1) 地方公共団体若しくは公共的な団体等が公用として使う場合、又は公共性若しくは公益性のある事業を行う場合
 - (2) その他所長が特に必要があると認めた場合

(貸付基準)

第7条 所長は、前条の貸付申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該貸付けを認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) コミュニティスペースの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、コミュニティスペースの管理上支障があるとき。

(貸付決定及び通知)

第8条 所長は、第6条の貸付申請があった場合において、当該貸付けを決定したときは、コミュニティスペースc o t o h a n a使用承認書に必要事項を記入の上申請者に交付するものとする。この場合において、コミュニティスペースの管理上必要があるときは、当該貸付けに条件を付することができる。

2 所長は、第6条の貸付申請があった場合において、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して申請者に貸付けを承認しない旨の通知をするものとする。

(貸付料)

第9条 申請者は、所長の貸付決定を受けて、別表に定める貸付料を、所長が定める期日までに、所長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 申請者が、前項の貸付料を、期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該貸付料の金額につき年利10.75%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

3 既に納めた貸付料は返還しない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、既に納めた貸付料の全部又は一部を返還することができる。

4 所長は、特に必要があると認める場合は、貸付料の全部又は一部を免除することができる。

(貸付決定の取消し)

第10条 所長は、コミュニティスペースの管理上支障があると認めるときは、第5条の貸付決定を取り消すことができる。

(原状回復の義務等)

第11条 コミュニティスペースを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷した場合には、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 コミュニティスペースの使用に当たり、第三者に損害を与えたときは、借受者がその賠償等の責めを全て負うものとする。この場合、所長は、コミュニティスペースの管理者としての一切の責めを負わない。

(借受者等の遵守事項)

第13条 借受者及び借受けに伴いコミュニティスペースを使用する者(以下「使用者」という。)は、コミュニティスペース内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 喫煙し、又は許可なくして火気を使用しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯しないこと。

(3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 施設に特別の設備装飾をしないこと(第15条の規定により所長の承認を受けて行う場合を除く)。

(5) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。

(6) 施設を他人に転貸しないこと。

(7) 第8条の貸付決定を受けた目的以外に施設を使用しないこと。

(8) 前各号に掲げる事項のほか、コミュニティスペースの管理上必要な係員の指示に従うこと。

(使用の拒否等)

第 14 条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、使用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(設備の設置の承認)

第 15 条 借受者は、コミュニティスペースに特別の設備を設置、装飾等する場合、あらかじめ、所長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その貸付けの終了後速やかに、当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(暴力団等の排除)

第 16 条 所長は、次条第 1 号の意見を聴いた結果、借受者又は使用者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、貸付決定を取り消すものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

第 17 条 所長は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 借受者及び使用者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 18 条 借受者は、当該借受けに当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、所長にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(雑則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、コミュニティスペースの取扱いについて必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 23 日から施行する。

別表（第9条関係）

	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 20時まで	9時から 17時まで	13時から 20時まで	9時から 20時まで
スペースA	900円	1,200円	600円	2,400円	2,100円	3,300円
スペースB	900円	1,200円	600円	2,400円	2,100円	3,300円